

新潟市環境影響評価条例対象事業一覧(施行規則別表第1より抜粋)

対象事業の要件		区分	対象となる事業規模	
			一般地域	特別配慮地域※1
1	道路	自動車専用道	1km以上	0.6km以上
		一般国道	4車線以上・5km以上	4車線以上・3km以上 又は 2車線以上・6km以上
		県道・市道・農道		
		林道	幅員6.5m・10km以上	幅員6.5m・6km以上
2	河川	堰	50ha以上	30ha以上
		放水路	50ha以上	30ha以上
3	鉄道	鉄道, 軌道	5km以上	3km以上
4	飛行場	滑走路の新設	全て	全て
		滑走路の延長	全て	全て
5	発電所	火力発電所	7.5万kw以上	4.5万kw以上
		太陽電池発電所	50ha以上	30ha以上
		風力発電所	総出力7,500kw以上	総出力4,500kw以上
6	廃棄物 処理施設	焼却施設	処理能力100t/日以上	60t/日以上
		し尿処理施設	処理能力100kL/日以上	60kL/日以上
		最終処分場	5ha以上又は 25万㎡以上	3ha以上又は 15万㎡以上
7	下水終末処理場		処理人口10万人以上	処理人口6万人以上
8	埋立・干拓		25ha以上	15ha以上
9	土地区画整理事業①		50ha以上	30ha以上
10	住宅団地造成事業②		50ha以上	30ha以上
11	工業団地造成事業③		50ha以上	30ha以上
12	流通業務団地造成事業④		50ha以上	30ha以上
13	農用地造成 事業	造成事業⑤ (農地以外→農地)	50ha以上	30ha以上
		区画整理事業⑥ (農地→農地)	500ha以上	300ha以上
14	土石採取⑦		30ha以上	18ha以上
15	レクリエーション施設⑧		50ha以上	30ha以上
16	工場・事業場		排ガス量4万㎡/h以上 又は 排水量5千㎡/日以上	排ガス量2.4万㎡/h以上 又は 排水量3千㎡/日以上
17	複合事業		別記※2	別記※2

※1 現市域においては、ラムサール条約指定区域、国定公園区域、および緑地環境保全地域

※2 各事業毎の面積をそれぞれの事業毎の対象事業の規模要件で除した数値の合計が1以上であるもの。(①～⑧の事業種類のうち、2つ以上の事業種類に該当する事業を一つの事業者が相互に密接に関連させ行う事業)